

目 次

| | |
|---|------------|
| <法令の仕組み> | 15 |
| 安全保障輸出法令の仕組み | 17 |
| 補完的輸出規制に関する法令等のしくみ（貨物） | 18 |
| 補完的輸出規制に関する法令等のしくみ（技術） | 19 |
| 補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図 | 20 |
| 第1編 安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト | 21 |
| 1－（1）輸出貿易管理令別表第1の輸出許可品目及び特例マトリックス | 23 |
| 1－（2）輸出貿易管理令別表第1関係省令、通達一覧表 | 31 |
| 1－（3）輸出貿易管理令別表第2の輸出承認品目及び特例マトリックス | 40 |
| 2. 安全保障貿易管理関連貨物リスト | 43 |
| 3. 外国為替令別表の役務取引許可対象技術及び許可対象地域等 | 285 |
| 4. 安全保障貿易管理関連技術リスト | 288 |
| 第2編 関係法令等 | 349 |
| 1. 法律 | 351 |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法 [昭和24年法律第228号] | 353 |
| 2. 政令・省令・告示 | 373 |
| （1）外為法第48条関連 | |
| ◆ 輸出貿易管理令 [昭和24年政令第378号] | 375 |
| ◆ 輸出貿易管理規則 [昭和24年通商産業省令第64号] | 384 |
| （2）外為法第48条第1項関連 | |
| ◆ 仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合 | |

| | |
|--|-----|
| を定める省令 [平成18年経済産業省令第102号] | 396 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 [平成3年通商産業省令第49号] | 396 |
| ◆ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 [平成13年経済産業省令第249号] | 397 |
| ◆ 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令 [平成20年経済産業省令第57号] | 398 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物 [平成13年経済産業省告示第758号] | 400 |
| ◆ 輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物 [平成12年通商産業省告示第923号] | 401 |
| ◆ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等 [平成13年経済産業省告示第760号] | 401 |
| ◆ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究 [平成13年経済産業省告示第761号] | 402 |
| ◆ 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物 [平成12年通商産業省告示第746号] | 402 |
| ◆ 輸出貿易管理規則第1条の2第1項に規定する入出力装置に係る基準 [平成12年通商産業省告示第782号] | 404 |
| ◆ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第1条の2第1項に規定する入出力装置に係る基準 [平成12年通商産業省告示第784号] | 405 |

(3) 外為法第48条第3項関連

| | |
|---|-----|
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令 [平成4年通商産業省令第38号] | 405 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の21の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める廃棄物 [平成15年経済産業省告示第381号] | 406 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の21の2の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定 | |

| | |
|---|-----|
| める放射性同位元素 [平成17年経済産業省告示第334号] | 407 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める物質[平成16年経済産業省告示第287号] | 407 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の36の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物 [平成12年通商産業省告示第743号] | 408 |
| ◆ 輸出貿易管理令第11条第一号の規定に基づくその輸出の承認の権限が経済産業大臣から税関長に委任される同令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物から経済産業大臣が告示で除くもの [平成14年経済産業省告示第388号] | 408 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の43の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める特別天然記念物及び天然記念物 [平成14年経済産業省告示第389号] | 409 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の44の項の規定に基づく仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物 [平成5年通商産業省告示第124号] | 409 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の2第二号及び第二十二号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物 [平成18年経済産業省告示第330号] | 410 |
| ◆ 関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について [輸出注意事項15第16号] | 411 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第5第二号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物等 [平成12年通商産業省告示第740号] | 413 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第5第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くもの [平成12年通商産業省告示第741号] | 414 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第5第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物 [平成12年通商産業省告示第742号] | 414 |
| ◆ 輸出貿易管理規則第4条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項 [平成12年通商産業省告示第810号] | 415 |
| ◆ 輸出貿易管理令第4条第2項第一号の規定に基づく別表第2の1の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの [平成14年経済産業省告示第439号] | 416 |
| ◆ 輸出貿易管理令第4条第2項及び別表第7の6の項の規定に基づく経済産業大 | |

| | |
|---|-----|
| 臣が告示で定める貨物 [平成16年経済産業省告示第173号] | 416 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第2の1の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める ダイヤモンド [平成14年経済産業省告示第440号] | 417 |
| ◆ ダイヤモンド原石の輸出承認について [輸出注意事項14第53号] | 417 |
| ◆ キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について [輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号] | 419 |
| ◆ キンバリー・プロセス証明書等の有効期間について (お知らせ) [貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課] | 419 |
| ◆ 「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のか つ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染 物質に関するストックホルム条約」の締約国について [輸出注意事項18第4号] | 420 |
| (4) 外為法第25条関連 | |
| ◆ 外国為替令 [昭和55年政令第260号] | 421 |
| ◆ 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る 貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 [平成18年経済産業省令第101号] | 439 |
| ◆ 貿易関係貿易外取引等に関する省令 [平成10年通商産業省令第8号] | 439 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定 める省令 [平成3年通商産業省令第49号] | 459 |
| ◆ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定に基づき、貿 易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業 大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用さ れるおそれがある場合 [平成21年経済産業省告示第322号] | 459 |
| ◆ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定 により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等 のために利用されるおそれがある場合 [平成13年経済産業省告示第759号] | 460 |
| ◆ 経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1 の1の項の中欄に掲げる貨物 (核兵器等に該当するものを除く。) の開発、製造 又は使用のために利用されるおそれがある場合 [平成20年経済産業省告示第187号] | 461 |

| | |
|--|-----|
| ◆ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物〔平成21年経済産業省告示第307号〕 | 463 |
| (5) 外為法第55条の10関連 | |
| ◆ 輸出者等遵守基準を定める省令〔平成21年経済産業省令第60号〕 | 464 |
| ◆ 特定重要貨物等を定める省令〔平成21年経済産業省令第61号〕 | 466 |
| (6) その他 | |
| ◆ 輸出貿易管理令第10条の規定に基づく原子力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項〔平成12年通商産業省告示第153号〕 | 466 |
| ◆ 原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて〔輸出注意事項12第14号〕 | 467 |
| 3. 通達 | 469 |
| (1) 外為法第48条関連 | |
| ◆ 輸出貿易管理令の運用について〔輸出注意事項62第11号〕 | 471 |
| (2) 外為法第25条関連 | |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について〔平成18・12・18 貿局第3号〕 | 510 |
| ◆ 外国為替法令の解釈及び運用について（抄）〔蔵国第4672号〕 | 515 |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について〔4 貿局第492号〕 | 516 |
| (3) 外為法第25条・第48条共通 | |
| ①. 武器（1の項）関係 | |
| ◆ 武器及びその部分品等の輸出について〔輸出注意事項56第5号〕 | 529 |
| ◆ 武器のクレーム輸出等に係る添付書類について（お知らせ）〔貿易局安全保障貿易管理課〕 | 530 |
| ②. 大量破壊兵器（2から4までの項）・キャッチオール規制（16の項）関係 | |
| ◆ 大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について〔4 貿局第283号〕 | 531 |

| | |
|--|-----|
| ◆ 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン [輸出注意事項15第18号] | 537 |
| ◆ 大量破壊兵器等関連貨物の迂回輸出について [輸出注意事項15第25号] | 538 |
| ◆ 大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理に関する対応の強化について [輸出注意事項16第9号] | 539 |
| ◆ 輸出管理の包括的強化について [貿易経済協力局安全保障貿易管理課] | 540 |
| ◆ 経済産業大臣談話－我が国輸出管理の強化策について－ [3月 貿易経済協力局貿易管理部] | 542 |
| ◆ 安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について [平成18・03・01貿第4号] | 543 |
| ◆ 大学等における輸出管理の強化について [平成18・03・01貿第5号] | 545 |
| ◆ 厳正な輸出管理の実施について [輸出注意事項19第7号] | 545 |
| ◆ 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について [平成17・03・30貿局第7号] | 546 |
| ◆ 外国ユーザーリストの公表について [貿易経済協力局安全保障貿易管理課] | 548 |
| ◆ 「外国ユーザーリスト」について [平成21・07・21貿局第3号] | 548 |
| ◆ 核燃料物質について講じられる防護措置の確認について [輸出注意事項63第14号63資庁第13291号] | 566 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2) に掲げる貨物の輸出許可等について (お知らせ) [貿易経済協力局安全保障貿易管理課] | 567 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる化学物質の輸出に係る「最終用 途証明書」について (お知らせ) [貿易局安全保障貿易管理課] | 567 |
| ◆ 大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について (お知らせ) [貿易局安全保障貿易管理課] | 570 |
| ◆ 輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三 号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のた めに用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸 出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いに ついて [輸出注意事項14第17号] | 576 |

③. 通常兵器（5から15までの項）・キャッチオール規制（16の項）関係

| | |
|--|-----|
| ◆ 通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について [8 貿局第365号] | 578 |
| ◆ 通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について(お知らせ) [平成20・10・17 貿局第4号] | 582 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第1の8の項に掲げる電子計算機等の輸出許可申請に係る 誓約書について(お知らせ) [平成12年貿易局安全保障貿易管理課] | 585 |
| ◆ 輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領 [輸出注意事項8第16号] | 587 |

④. 輸出許可・役務取引許可申請関係

| | |
|---|-----|
| ◆ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等 について(お知らせ) [貿易局安全保障貿易管理課] | 590 |
| ◆ 輸出許可等に係る申請書及び添付書類の郵送による提出等について(お知らせ) [貿易局安全保障貿易管理課] | 600 |
| ◆ 同一契約において輸出許可と役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の 申請が必要となる場合の一括申請について(お知らせ) [貿易局安全保障貿易管理課] | 602 |
| ◆ 直線軸位置決め精度の申告値について [輸出注意事項21第49号] | 603 |
| ◆ 輸出貿易管理令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物の輸出許可等に係る 事前同意について(お知らせ) [安全保障貿易審査課] | 608 |
| ◆ 需要者等が確定していない場合の輸出許可等の取扱いについて(お知らせ) [貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課] | 609 |
| ◆ 輸出者等誓約書に基づく我が国を仕向地とする貨物の再輸出等の際の事前同意 について [輸出注意事項15第32号] | 612 |
| ◆ 輸出者誓約書及び需要者誓約書における誓約事項の遵守について(お知らせ) [安全保障貿易審査課] | 612 |
| ◆ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について (お知らせ) [貿易局安全保障貿易管理課] | 613 |
| ◆ 特定手続等に係る申請者の届出について [輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号] | 613 |
| ◆ 特定手続等に係る鍵及び電子証明証の更新手続について [輸出注意事項14第8号・輸入注意事項14第5号] | 623 |

| | | |
|------------------------|--|-----|
| ◆ | 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について [輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号] | 628 |
| ◆ | 電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について [輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号] | 653 |
| ◆ | 電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて [輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号] | 666 |
| ◆ | 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について [輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号] | 679 |
| ⑤. 相談関係 | | |
| ◆ | 特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）[貿易局安全保障貿易管理課] | 762 |
| ◆ | 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う相談の書式について（お知らせ） [貿易局安全保障貿易管理課] | 776 |
| ⑥. 輸出関連法規の遵守に関する内部規定関係 | | |
| ◆ | 不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて [6 貿第604号] | 780 |
| ◆ | 輸出管理社内規程の届出様式等について [輸出注意事項17第9号] | 781 |
| (4) 包括輸出許可・包括役務取引許可共通 | | |
| ◆ | 包括許可取扱要領 [輸出注意事項17第7号] | 802 |
| ◆ | 包括許可について（運用のための輸出注意事項）[輸出注意事項17第8号] | 883 |
| ◆ | 包括許可の手続等について（お知らせ） [貿易経済協力局安全保障貿易審査課] | 912 |
| ◆ | 税関における包括許可の確認方法について（お知らせ） [貿易局安全保障貿易管理課] | 918 |
| (5) 外為法第48条第1項・第3項関連 | | |
| ①. 国連安保理決議に基づく輸出規制 | | |
| ◆ | 国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づく北朝鮮向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について [平成21・05・19貿局第2号] | 919 |

| | |
|---|-----|
| ◆ 北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置等について [11月14日 貿易経済協力局安全保障貿易管理課] | 923 |
| ◆ 「イラクを仕向地とする貨物の輸出承認について」の廃止について [輸出注意事項15第28号] | 924 |
| ◆ 対アフガニスタン国連安保理制裁決議に係る要請について [通商産業省] | 924 |
| ◆ 国際連合安全保障理事会決議第1803号等に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連 貨物等の輸出禁止措置について [平成20・05・09貿局第5号] | 925 |
| ②. 機械関係 | |
| ◆ 漁船の輸出承認について [輸出注意事項9第31号] | 925 |
| ◆ 洋上売船の取扱いについて [輸出注意事項12第28号] | 926 |
| ③. 化学関係 | |
| ◆ 血液製剤の輸出承認について [輸出注意事項12第98号] | 927 |
| ◆ 化学物質の輸出承認について [輸出注意事項18第3号] | 929 |
| ◆ 放射性同位元素の輸出承認について [輸出注意事項17第34号] | 938 |
| ◆ 放射性同位元素の輸出確認証の交付要領 [17科原安第124号] | 939 |
| ◆ 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について [輸出注意事項9第35号] | 942 |
| ◆ 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認申請手続きについて (お知らせ) [貿易局] | 943 |
| ◆ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、 附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について [輸出注意事項9第36号] | 947 |
| ◆ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について [経済産業省貿易経済協力局] | 951 |
| ◆ 特定有害廃棄物等の輸出承認について [輸出注意事項5第41号] | 954 |
| ◆ 台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について [輸出注意事項18第9号] | 959 |
| ◆ 廃棄物の輸出承認について [輸出注意事項5第42号] | 977 |
| ◆ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に規定する特定有害廃棄物等 の輸出入に関する問い合わせについて [平成13年経済産業省貿易経済協力局貿 | |

| | |
|--|-----|
| 易管理部貿易審査課 経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室] | 978 |
| ◆ バーゼル条約の締約国等について（お知らせ）[貿易経済協力局] | 980 |
| (6) その他 | |
| ①. 輸出の事後審査関係 | |
| ◆ 輸出事後審査事務取扱要領 [輸出注意事項62第12号] | 981 |
| ②. 輸出報告関係等 | |
| ◆ 原産地表示についてのお知らせ [貿易局輸出課] | 982 |
| ③. 税関長に対する権限の委任関係 | |
| ◆ 輸出貿易管理令第11条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について [輸出注意事項62第21号] | 983 |
| ④. 換算率関係 | |
| ◆ 輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について [平成12・12・15貿局第3号] | 984 |
| ◆ 財務大臣が日本銀行本店において公示している平成21年7月1日から平成21年12月31日までの間において適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場について（お知らせ）[貿易経済協力局貿易管理課] | 985 |
| ◆ 輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について [輸出注意事項48第25号] | 986 |
| ◆ 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について [平成21・11・20貿局第1号] | 987 |
| ⑤. その他 | |
| ◆ 輸出注意事項及び輸入注意事項等における国名表記の取扱いについて [輸出注意事項15第17号・輸入注意事項15第15号] | 988 |
| 4. 支払等、資本取引等 | 991 |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法第16条第1項又は第3項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件[平成10年大蔵省告示第97号]..... | 993 |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法第16条第1項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等 | |

| | |
|---|------|
| [平成21年経済産業省告示第229号] | 995 |
| ◆ 外国為替令第6条第5項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入 [平成12年通商産業省告示第777号] | 996 |
| ◆ 外国為替令第7条の規定に基づく財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件 [平成10年大蔵省告示第98号] | 997 |
| ◆ 外国為替令第7条の経済産業大臣が指定する取引又は行為を定める件 [平成12年通商産業省告示第778号] | 997 |
| ◆ 外国為替令第8条の2第1項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件 [平成21年財務省告示第141号] | 998 |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法第21条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件 [平成10年大蔵省告示第99号] | 998 |
| ◆ 外国為替令第15条第1項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第24条第1項の許可を要する特定資本取引 [平成15年経済産業省告示第193号] | 1000 |
| ◆ 外国為替令第18条第3項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件 [平成10年大蔵省告示第100号] | 1002 |
| ◆ 外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等 [平成12年通商産業省告示第780号] | 1002 |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入 [平成21年財務省告示第225号] | 1003 |
| 5. その他 | 1005 |
| ①. 主務大臣政令 | |
| ◆ 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令 [昭和55年政令第259号] | 1007 |
| ②. 臨時特例政令 | |
| ◆ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（抄） [昭和27年政令第127号] | 1008 |
| ◆ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等 | |

| | |
|------------------------------|------|
| の臨時特例に関する政令（抄）〔昭和29年政令第129号〕 | 1009 |
|------------------------------|------|

③. 関係他法令

| | |
|---|------|
| ◆ 原子力基本法（抄）〔昭和30年法律第186号〕 | 1009 |
| ◆ 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令 〔昭和32年政令第325号〕 | 1010 |
| ◆ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） 〔昭和32年法律第166号〕 | 1010 |
| ◆ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（抄） 〔平成7年政令第192号〕 | 1011 |
| ◆ 関税定率法別表の抜粋（16項貨物） | 1015 |

〔 参 考 〕

| | |
|-------------------|------|
| 国際輸出管理レジーム参加国 | 1017 |
| 安全保障貿易管理関連申請窓口一覧表 | 1018 |

编者注：本法令集は平成21年12月7日までに公布された法律、通達等に基づき作成しました。